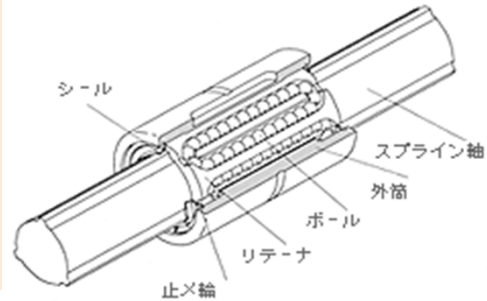


ボールスプライン均等論

最三判100224

均等論を認める根拠

出願時に将来のあらゆる侵害態様を予想してクレームを記載することは極めて困難であり、クレームに記載された構成の一部を出願後に明らかとなった物質・技術等に置換するのは容易である。これを放置すると、発明の保護が図れないだけでなく、衡平の理念に反する



均等の判断基準 (次のすべてを満たす場合には、均等となる)

- (1)一部置き換え部分が特許発明の本質的部分ではない <本質要件>
- (2)置き換えても、特許発明の目的を達し、同一の作用効果を奏する <置換可能>
- (3)当業者がイ号製品の製造の時点において容易に想到することができる <置換容易>
- (4)イ号製品が、特許発明の出願時の公知技術から容易に推考できない <推考容易>
- (5)包袋禁反言に該当しないこと <意識除外>

118 最判H10/2/24 ボールスプライン事件

一太郎アイコン訴訟間接侵害

知大判170930:初の大合議

松下電器

訴え提起

ジャストシステム



東京地裁

侵害容認:一太郎と花子の製造・販売の中止と在庫品の廃棄

2005/2/1

知財高裁大合議

「松下の特許は進歩性を欠き、無効とすべきもの」

2005/9/33

特許請求の範囲請求項1

「アイコンの機能説明を表示させる機能を実行させる第1のアイコン、および所定の情報処理機能を実行させるための第2のアイコンを表示画面に表示させる表示手段と、前記表示手段の表示画面上に表示されたアイコンを指定する指定手段と、前記指定手段による、第1のアイコンの指定に引き続く第2のアイコンの指定に応じて、前記表示手段の表示画面上に前記第2のアイコンの機能説明を表示させる制御手段とを有することを特徴とする情報処理装置」

上告せず

「ソフトウェアが特許権の侵害品となり得る」という一般論が認められた点を評価

120 知財高判H17/9/30 一太郎事件